

# 精神障害者に対するJR等の割引制度導入のお知らせ

令和7年4月1日から、JR等にて精神障害者に対する旅客運賃の割引制度が導入されますので、お知らせします。

## 1 対象となる方

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載のあるもの）をお持ちの方

第1種：精神障害者保健福祉手帳1級

第2種：精神障害者保健福祉手帳2級又は3級

※お持ちの手帳が以下の場合、割引が対象とならないため、ご注意ください。

- ・第1種、第2種の記載がない手帳
- ・有効期限が切れた手帳
- ・顔写真が貼付されていない手帳

### 【記載例】

旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	第 1 種 ②
--------------------	------------

## 2 精神障害者保健福祉手帳に第1種または第2種の記載を希望する方へ

令和6年12月以降に新規申請や更新等で手帳が新しく発行される場合は、あらかじめ記載したものをお渡しします。

手帳更新前に記載を希望する方につきましては、福祉課窓口に来庁の上、記載希望とお伝え下さい。その場でお持ちの手帳にスタンプを押印し、お渡しします。

## 3 JR以外の私鉄運転の割引について

介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いは各鉄道会社によって多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

## <問い合わせ先>

◎割引の内容に関すること

JRまたは各鉄道会社にお問い合わせください。

◎手帳の記載に関すること

滑川町役場 福祉課 社会福祉担当（電話 0493-56-2056）